

公益財団法人山口県市町村振興協会資金貸付細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人山口県市町村振興協会（以下「協会」という。）資金運用規程第6条の規定に基づき、資金を貸付ける場合の条件、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

第2条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

- 2 長期貸付とは、貸付対象事業に係る地方債（地方財政法（昭和23年法律第109号。）第5条の3第6項に規定する地方債のうち、都道府県知事から協議を受けたならば同意をすることとなると認めると認めない旨の通知を受けたもの及び同条第10項に規定する都道府県知事の同意を得ない地方債を除く。）として、市町に対する一会計年度を超える貸付をいう。
- 3 短期貸付とは、貸付対象事業（別表に掲げる災害関連事業に限る。）に係る一時借入金として、市町に対する同一会計年度内に償還が行われる貸付をいう。

(貸付対象事業)

- 第3条 協会の貸付対象事業は、別表に掲げる災害関連事業で市町が緊急に実施を必要とする単独事業とする。ただし、資金に余裕のある場合は、別表に掲げるその他の単独事業を対象とすることができる。
- 2 前項に規定する貸付対象事業のほか、理事長が特に必要があると認めるときに限り、国庫補助金等の交付を受けて行う事業を貸付対象事業とすることができる。

(貸付の要件)

- 第4条 資金の貸付を受けようとする市町は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。
- (1) 償還の見込みが確実であること。
 - (2) 事業の計画が適切であること。
 - (3) 財務の経理が明確であること。
 - (4) 長期貸付にあつては、地方債の同意又は許可を受けているもの、又は地方債の届け出をしているものであること。

(貸付方法)

第5条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率は、年3パーセントとする。
ただし、一般財団法人全国市町村振興協会の貸付利率が年3パーセント未満の場合は、当該貸付利率に準じて理事長が別に定める。
- (2) 償還期限は、長期貸付にあつては12年（うち据置期間2年）又は15年（うち据置期間3年）、短期貸付にあつては同一会計年度内とする。
- (3) 元金の償還方法は、長期貸付にあつては元金均等半年賦償還の方法、短期貸付にあつ

ては一括弁済の方法によるものとする。

- (4) 利息については、長期貸付にあっては借入日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあっては借入日の翌日から元金償還の日までの利息を協会に払込むものとする。
- (5) 延滞利息は、延滞元利金につき年10パーセントとする。
- (6) 長期貸付の元利金の払込期日は、毎年9月24日及び3月24日とし、当日が休日又は金融機関の休業日に当たるときは、その翌日（金融機関の営業日）とする。

（借入の申込）

第7条 資金の貸付を受けようとする市町は、原則として借入予定日の3週間前までに、次の各号に掲げる書類を協会に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第1号又は様式第2号）
- (2) 事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）
- (3) 長期貸付にあっては起債同意書若しくは起債許可書又は起債届出書、短期貸付にあっては一時借入金現在額調（様式第5号）

2 前項に定めるもののほか、協会は、当該市町に対し、必要な書類の提出を求めることがある。

（貸付の決定）

第8条 協会は、借入の申し込みを受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、償還年次表（様式第6号）を作成するものとする。

2 協会は、貸付を行うことに決定した市町に対しては、償還年次表を送付し、貸付を行わないことに決定した市町に対しては、その旨を通知するものとする。

（貸付及び償還の実行）

第9条 市町は、償還年次表の送付を受けたときは、直ちに、借用証書（様式第7号又は様式第8号）を協会に送付するものとし、協会は、これと引換えに資金を送付するものとする。

2 協会は、資金の貸付に係る元利支払期日の2週間前までに、元利金払込通知書（様式第9号）を当該市町に送付するものとする。

3 市町は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された銀行に元利金を払込むものとする。

（繰上償還）

第10条 協会は、資金の貸付を受けた市町が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合においては、協会は、繰上償還をさせようとする日の10日前までに当該市町に対し、繰上償還通知書（様式第10号）を送付するものとする。

2 市町は、貸付を受けた資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町は、あらかじめ繰上償還申請書（様式第11号）を協会に提出するものとする。

（補則）

第11条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この細則は、公益財団法人市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則
この細則は、平成27年3月19日から施行する。

附 則
この細則は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

公益財団法人山口県市町村振興協会資金貸付対象事業

災害 関 連 事 業	(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業 (2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業
そ の 他 の 単 独 事 業	(1) 歴史上又は学術上価値の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業 (2) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業 (3) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業 (4) 自然災害防止施設等地域の防災に資するための事業 (5) 民生施設、環境保全施設等住民の生活福祉の向上に資するための事業 (6) 共同研究施設等市町職員の資質の向上に資するための事業 (7) 以上のほか市町における緊急に整備を要する施設等整備事業のうち貸付対象事業として理事長が認める事業